



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

82	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	1
83	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
84	〃	(〃).....	1
85	〃	(〃).....	2
86	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	2
87	清算法人箕島井土地改良区の清算人の就任	(農業農村整備課).....	2
88	特定農業用ため池の指定	(〃).....	2
89	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
90	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路保全課).....	3
91	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3

○ 監査公表

監査公表第1号	3
---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072000098	社会福祉法人博愛会	日高博愛園デイサービスセンター	和歌山県御坊市名田町野島1番地9	通所介護	令和5.12.1
3072201142	社会福祉法人三養福祉会	デイサービスセンター田辺の郷	和歌山県田辺市芳養松原一丁目31-10	通所介護	令和5.12.31

和歌山県告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
メイクライフファン合同会社	和歌山市六十谷1339-49	サンライズ訪問看護ステーション	令和6.1.1

和歌山県告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
アットホーム薬局	和歌山市和佐関戸22番地1	中條聖士	令和6.1.1

和歌山県告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
燦燦薬局	新宮市橋本二丁目5-56	生駒朋比古	令和6.1.1

和歌山県告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見2916	医療機関の所在地	西牟婁郡すさみ町周参見2380	西牟婁郡すさみ町周参見2916	令和5.11.1

和歌山県告示第87号

清算法人箕島井土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した清算人（令和5年12月25日就任）

氏 名 住 所

畑純一 和歌山市冬野600番地79

和歌山県告示第88号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	指定年月日
夏見池	日高郡印南町大字印南原字ひじ松736-1	令和6年1月26日

和歌山県告示第89号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第90号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市秋葉町133番3地先から同市小雑賀字中浜畑607番1地先まで	1,350.00	上下線

和歌山県告示第91号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年1月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3650	岩出市根来字烏44番1の一部	岩出市清水364番地4 有限会社サカエ土地建物 取締役 上田栄司	令和 6.1.11	6.00	23.38

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

令和5年9月7日付け監査報告第7号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期点検業務の委託契約書において、相手方の押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 契約時の押印確認及び支出事務における関係書類の審査の徹底を関係職員に指示するとともに、チェック体制が適正に機能するよう周知徹底した。